

教員育成をめざす教職課程の構想

田子 健¹

はじめに

2015年12月の中央教育審議会答申を経て、2016年11月には教育職員免許法等の改正が行われた。2019年度から新たな教職課程カリキュラムによる教員養成教育が開始されることとなる。本格的な(再)課程認定は、2000年に開始されたカリキュラム以来であるため、およそ20年ぶりのことである。この間、教職実践演習の導入等もあり、カリキュラムの変化も経験はしているが、新たな教職課程の課題は何か、関係者の関心も高い。小論では、まず今回の制度改革の経緯と改正法の要点、特に改革のテーマである教員育成に関して論じることとする。続く第2稿(2017年7月予定)では、私立大学における教員養成、第3稿では、本学の教員養成、教職課程の現状と課題を扱うこととする。

1 現代教員養成・研修制度の成立

1 1989年教育職員免許法改正

1949(昭和24)年教育職員免許法の公布、その後の課程認定制度の発足によって第2次大戦後の教員養成が進んだが、現在の教員養成制度は同法の1989年改正によってその基盤が築かれ、次いで1998年、2007年、2016年等の改正によって現在に至っている。特に、1989年改正の眼目であった「実践的指導力の養成」の考え方によって制度形成が図られていることを考えると、教育実践と教員養成の制度的な結合が今日の教員養成制度の基本的な特徴といえる。これをさらに進めるものが2016年改正のもととなった中央教育審議会答申¹⁾等に描かれた教員養成制度の構築の理念である²⁾。

2 「実践的指導力の基礎」・「資質能力の向上」

「実践的(な)指導力」とは、1983(昭和58)年教育職員養成審議会(当時)答申において教員養成の目標として提起され、続く1987年12月同審議会答申「教員の資質能力の向上方策等について」において「教科・教職についての基礎的・理論的内容と広い教養、そして実践的指導力の基礎を確実に身につけさせる」³⁾ことを目的とした教員免許制度改革提言の根拠として登場したものである(下線ともに筆者、以下注記略)。「資質能力の向上」⁴⁾と対になる概念として、専修免許の新設を始めとする免許制度、初任者研修制度等幅広い制度の実現をもたらした。「実践」という語の持つインパクトは強かったのである⁵⁾。

3 初任者研修制度の導入

1989(平成元)年における初任者研修制度の導入は、それまで長く続いた試補制度導入の是非に

¹ 東京薬科大学生命科学部 教職課程研究室

終止符を打ち、現職研修として教諭採用1年間の実践的な研修の制度化を図ったものである。すでに1970年代初頭の教育職員養成審議会の建議には、初任者に対する国レベルの研修制度の必要が謳われていたことから、導入には長い時間を要した経緯がある。初任者研修の法的根拠は教育公務員特例法第23条である。

第二十三条

公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第四条第一項において同じ。）の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

実践的な研修の内容は、今日制度導入から30年を経過し、校内研修を中心に校外研修を織り交ぜたものとして構成されている。文部科学省資料⁶⁾によれば、校内研修週10時間以上、年間300時間以上、「ベテラン教員」の講師から、教員に必要な素養等に関する指導、初任者の授業を観察しての指導、授業を初任者に見せて指導（研修例）が行われている⁷⁾。

2 「6年制（修士）の養成」論の登場

1. 新たな改革構想

（1）民主党マニフェスト

教員養成制度の改革が、民主党マニフェストに登場したのは2009年夏のことであった。修士を基礎資格とする1年の教育実習を中軸とした6年制の教員養成への転換、またこれに連動した教員免許更新制の廃止ということが新聞各紙に取り上げられ、10年秋の時点では免許更新制はすぐにも廃止になるという観測が教育界を覆っていた。

2009年8月、民主党は衆議院選挙マニフェスト「教員養成制度の抜本的見直し・6年制（修士）の養成において、修士修了を基本とした一般免許を基本とした、教育実習（1年間）、教職8年経過10年までに専門免許（3類型、学校経営類型は管理職に必須）取得等を提起した⁸⁾。

この構想は、民主党（当時）政権の発足を背景に、実現の可能性を持つものとして、大学等に極めて大きな反響をもたらした。2010年6月3日には文部科学大臣による諮問「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」がなされ、同日中央教育審議会初等中等教育分科会に教員の資質能力向上特別委員会を設置した。

（2）中教審への諮問と初期改革構想

当時筆者が改革に関する事項について関係者にヒアリングを行ったなかから興味深いものを挙げておく⁹⁾。

①中教審の議論が開始されたが、開放制の維持、大学における養成の2点を議論の前提とすることで合意。

- ② 段取りとして、6年後に新免許制度の実施となるように、諸般の準備を行う。
- ③ 大学院修士課程での長期教育実習を核とした新免許制度の実現は必須課題。
- ④ 学部段階の免許は「基礎免許」として、修士課程での長期実習の前提として存在するが、正式免許の性格を持たない、仮免許として扱う。
- ⑤ 基礎免許の教育実習はボランティア、インターンシップなどさまざまな形態を考え、一般免許の実習と差異化したい。
- ⑥ 当然、新課程における実習以外の科目の整備もなされる。
- ⑦ 私学批判が聞こえるが（の問いに）、具体的な検討は行われたことはない。

2. 「高度化」が改革の要

この時期の教員養成・免許制度改革論の特質として、従来の免許法改正による教職課程カリキュラム改革とは異なる免許制度自体の改革であり、焦点は、免許の基礎資格である学歴要件の変更（学部卒から大学院修士課程修了を基本）を行うことによる教員（養成・研修・採用）制度の抜本的な改革（教員養成の高度化）にあったといえる。実現すれば第2次大戦後の制度改革に匹敵するものであった。

2009年から2010年が他の時期に例を見ない制度改革論議の時であったとしても、では新しい教員免許制度の骨格がすぐにでも提案されるのかというと、周辺から伝わるのは、熟議、慎重な審議の必要という改革への態度であった。熟議という言葉の結末について、まだ誰も思いついていなかったが、教員免許更新制も現行制度として存続という状況が2011年春には誰の眼にも明らかとなった頃には、次第にこの改革構想の行く末が見えてきていた。この改革の契機はその後どのような展開を見たのだろうか。

3 教育再生会議の始動

1. 2012年中教審答申

（1）「教職生活の全体」という捉え方

2012年夏の時点では、教員養成全体の「高度化」の方向はかなりの程度微妙なものとして捉えられていたが、2009年以来の議論の結論であるはずの中教審答申（2012年8月28日「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」）は「修士レベル化」をいうものの教育実習の長期化や修士課程を経なければ教員免許を得ることができないほどのことは記さず、「教職生活の全体を通じた」という改革の方向性が、「6年制」にとって代わった瞬間であった。

（2）改革の完成—新たなミッション

その後も事態はなかなか動かず、2013年10月15日、ようやく中教審答申の具体化を内容とする協力者会議報告が行われた（教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」）。この報告は、国立教員養成系大学の大学院修士課程定員3300名をすべて教職大学院化したうえで教育委員会との連携協力による地域教員養成システムの構築をめざすことを主とする改革構想である。同時に、一般大学大学院教職課程には

「実践的な科目」の導入が推奨され、専門領域に詳しい教員の養成機関として教職大学院と並列する構図が描かれている。2009年に始まった教員養成制度改革の検討は曲折を経て、ここでひとまずの完成を見たのであった。

2. 教育再生実行会議の提言

2012年12月自民党政権が回復し、翌年1月教育再生実行会議の発足に伴い、同会議が取り組む教育改革に関する議論による教育政策の再構築が喫緊の課題となった。国・地域レベルの広範囲の教育政策上の課題を次々と提言したが、これに対応する教員免許制度の構築が新たな課題となってくる。根本的な変革期には、大学における教員養成そのものが対応をすべきであり、この時期が目前に迫っていたということである。

教育再生実行会議は、第1次提言(2013年2月)から第9次提言(2016年5月)まで行っている。特に第5次提言「今後の学制改革等の在り方について」(2014年7月3日)において、小中一貫教育など学校制度改革を打ち出しており、これに対応する教員免許制度の構築が求められた。さらにこれからの時代に求められる資質能力と、それを培う教育、教師の在り方について(第7次提言・2015年5月14日)も提言されている。

4 中央教育審議会の再開と新たな諮問

1. 中央教育審議会の再開

教育再生実行会議の提言と並行して、第7期中央教育審議会が再開された。2014年7月23日、中央教育審議会教員養成部会教員の養成・採用・研修の改善に関するワーキンググループは、「教員の養成・採用・研修の改善について一論点整理」を公表した。この「論点整理」は学制改革論を土台として、教員を高度専門職として位置付けた教員養成・採用・研修制度改革について、幅広く論点をまとめた内容となっている。

2. 「論点整理」

(1) 検討の対象

具体的な改善の在り方(第2章)として、教員養成課程の改善(このうち「教育課程の改善」は以下に示した)、認定制度の改善、教員免許制度の改善、採用と研修の改善を扱っている。認定制度の改善では、大学改革の進展を背景に、学部や大学単位の教職課程認定を検討の対象としたり、質保証の仕組みの導入を根拠とした「課程認定の弾力化」が言及されるなど、新たな視点での論点提示である。

(2) 「教育課程の見直し」

見直し案(最終的に法改正に結実した2019年度実施の教職課程カリキュラムの最初の提示)では、現行の「教科に関する科目」「教職に関する科目」の2大区分が明確ではなく、案において、現行「各教科の指導法」を新設する「教科の内容及びその構成」とともに「教科に関する科目」と同領域に置く考えと現行のままにする考えが併記されている。

「教科の内容及びその構成」科目は、その目的、内容については明確には説明されていないが、「教科内容構成に関する科目」との記載もある。

3. 新たな諮問

この「論点整理」の公表の6日後となる2014年7月29日、文部科学大臣は「これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について」諮問を行った。この諮問から、第5節に示す2015年末の2件の答申（教員の資質能力の向上、チーム学校）が行われた。したがってこの2件の答申は補完しあうものとして検討されるべきである。

諮問では、「これからの教育を担う教員に求められる指導力を、教員の専門性の中に明確に位置付け、全ての教員がその指導力を身に付けることができるようにするため、教員の養成・採用・研修の接続を重視して見直し、再構築するための方策について検討」することを求めた。制度の見直し、再構築という改革の手法が示された。

5 中央教育審議会答申「教員の資質能力の向上」

1. 同日の3答申

2015年12月21日、この諮問から「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について一学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて一」及び「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」の2件の答申が行われた。また、答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」もなされている。この答申は2015年4月に諮問されたもので、教員の在り方に大きな影響を及ぼすものであるが、前二者のように直接に教員の養成、研修に言及しているものではないが、重要な答申が同日に3件揃ってなされたことは珍しく、今後重要な示唆を与えるものといつてよい。

2. 答申「資質能力の向上」の構成

(1) 背景・主な課題

学校における教育課程・授業方法の改革への対応（アクティブ・ラーニングの視点から授業改善、教科等を越えカリキュラム・マネジメント）、英語、道徳等新たな課題への対応、「チーム学校」の実現、社会、学校を取り巻く環境の変化、大量退職、大量採用から年齢、経験年数の不均衡を課題化、解決を図ることを可能とする教員養成・採用・研修の課題を整理した。ここから教員養成の課題として、「教員となる際に最低限必要な基礎的・基盤的な学修」「学校現場や教職に関する実感を体験させる機会の充実が必要」「教職課程の質保証・向上」「教科・教職に関する科目の分断と細分化の改善」をあげている。

(2) 具体的方策

「教員は学校で育つ」との考えのもと、養成・採用・研修を通じて教員育成を図るため、教育委員会と大学等による教員育成指標を作成する。教員養成において、指標の活用を通じた新たな課題への対応可能な教員養成への転換、学校インターンシップの導入、教職課程に係る質保証評価、科

目区分の大きくくり化（「教科に関する科目」「教職に関する科目」の統合）を通じた養成内容の改革を行う。このため、教員養成コアカリキュラムの開発、教員育成協議会の設置等、体制整備を行う等を提起した。

6 教員養成関係法の改正

1. 改正の全体像

答申の法制化が進み、1年後の2016年11月「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」が公布された。改正法律は教育公務員特例法、教育職員免許法以下8の法律¹⁰⁾を一括改正するもので、大要次のような制度改正を目指すものである。法改正の趣旨は、大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増加するなか、教育課程・授業方法の改革への対応を図るため、教員の資質向上に係る新たな体制を構築する。

① 教育公務員特例法の一部改正

- ・校長及び教員の資質向上に関する指標の全国的整備
- ・十年経験者研修の見直し

② 教育職員免許法の一部改正

③ 独立行政法人教員研修センター法の一部改正

④ 施行期日

平成29年4月1日（2.については平成31年4月1日（一部略）

2. 教育公務員特例法の一部改正

(1) 教員育成指標

本法律改正の内容は、校長及び教員の資質向上に関する指標の全国的整備のため、

① 文部科学大臣が指標策定のための指針を策定する

② 教員等の任命権者は、教育委員会と関係大学等とで構成する協議会を組織し、指標に関する協議等を行い、指針をもとに校長及び教員の職責、経験及び適正に応じてその資質の向上を図るための必要な指標を定める

③ 教員等の任命権者は、②を踏まえた教員研修計画を定める。

同法改正は、第21条から第23条の教員研修関連条文の箇所に枝番号を附して行う極めて順当な方法をとっており、同法による行政の実施に責任を持つ教育委員会に対する配慮もうかがわれる。第22条は研修の基本条文であるが、新たに以下の4項を加えている。

- ・第22条の二 校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針
- ・第22条の三 校長及び教員としての資質の向上に関する指標
- ・第22条の四 教員研修計画
- ・第22条の五 協議会

第22条の二において、指針の策定を文部科学大臣の義務とし、1. 資質向上のための基本的事項、2. 指標の内容に関する事項、3. その他配慮すべき事項、の3点を指針の要素としている。同三

では、任命権者に対する指標策定を求めており、このための協議会を設置することとしている。この場合、独立行政法人教職員支援機構は専門的助言を行うものとしている。

(2) 中堅教諭等資質向上研修

同四では、指標に基づく教員研修計画の策定を求めており、対象として初任者研修、任命権者実施研修（従来の十年経験者研修を法律上必須の研修としていたものを中堅教諭等資質向上研修と改称して任命権者の計画による研修に位置づけ、その他任命権者による研修をいう）をあげている。同研修の体系、実施時期、方法及び施設、研修奨励の方途その他を定めることとしている。

(3) 教員育成協議会

同五では協議会を規定し、指標を策定する任命権者及び「公立の小中学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に関係する大学として文部科学省令で定める者」を構成員としている¹¹⁾。

(4) 変化と課題

教員研修に対する任命権者である都道府県・政令市教育委員会の権限と主体性を高め、教員研修に対する大学の協力を一層求める改正である。この場合、文部科学省令で定めるところの大学とはどのようなカテゴリーのものか、関心が高いと思われる。答申等で「教育育成指標」「教員育成協議会」との名称が登場していたが、法令上の名称としては特段の指定はないため、今後これが用語として定着するものかも推移を見守る必要がある。

なお、中堅教諭等資質向上研修は、同法第24条のこれまで十年経験者研修を改正して設けるものであるが、法定（実施に関し政令で定める）研修としていない。これは教員免許更新制との連関から、従来課題とされていた事項に対する必要な整理であり、単に十年経験者研修を廃止したものではない改正は意味のあるものといえる¹²⁾。

3. 教育職員免許法の一部改正

教育職員免許法の改正は、大学関係者からもっとも関心の注がれているものである。改正の主要な点は次の通りである。

(1) 科目区分の統合等

普通免許状の授与における大学において修得を必要とする単位数に係る科目区分を統合し、外国語の小中学校特別免許状を創設する。

科目区分の統合は、「論点整理」からのものであることは指摘しておいたが、このことについてあまり関心が高いとはいえない状態が続いたなか、法律改正となって事実としての理解は深くなってきた。しかし、このことを大学として自らの具体的なカリキュラムとしようとする場合、その方法はまだ模索のなかにある。

(2) 教育職員免許法施行規則

同法一部改正の内容は、外国語に関する部分のほかは「教科及び教職に関する科目」に全体を統合したことによる、この科目区分の統合による所要単位数の改正であり、ここでその詳細を記すことは煩雑の恐れもあり、改正法律に依っていただきたい。カリキュラムの具体については、2017年3月に予定される教育職員免許法施行規則の公布を待ち、また急速に検討の進んでいるコアカリキ

ュラムについても次の課題としたい。

4. 独立行政法人教員研修センター法の一部改正

これまでの独立行政法人教員研修センターの業務に、教職員その他の学校教育関係職員に必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及、任命権者が指標を定めようとする際の助言並びに教員免許更新講習の認定、教員資格試験の実施及び教育職員免許法認定講習等の認定に関する事務を追加する（文部科学省からの業務移管）とともに、その名称を「独立行政法人教職員支援機構」に改める。いわゆる教員の中央研修の機関として役割を果たしてきた教員研修センターに、教員研修に関する調査研究、任命権者に対する指導助言を新設し、教員免許更新講習の認定ほかの業務を文部科学省から移管する。教員研修に対して都道府県教育委員会の主体性を高め、これを支える全国レベルの教員研修の機構の創設は、上手く機能していくことができれば、双方相俟って相当程度教員研修の充実に寄与することとなる。今次の教員制度改革の眼目はここにあるのではないか。それだけに今後の具体化に注目したい。

おわりに - 新たな教員養成・研修政策としての教員育成政策

2016年11月、数年来の教員制度改革の動きは、関係法の改正に結実した。教育公務員特例法の一部改正において、教員育成指標による教員研修の実施が課題となっている。

教員研修に対する任命権者である都道府県・政令市教育委員会の権限と主体性を高め、教員研修に対する大学の協力を一層求める改正である。なお、中堅教諭等資質向上研修は、同法第24条のこれまで十年経験者研修を改正して設けるものであるが、法定（実施に関し政令で定める）研修としていない。これは教員免許更新制との連関から、従来課題とされていた事項に対する必要な整理であり、単に十年経験者研修を廃止したものではない改正は意味のあるものといえる。

この改革の要に位置づく教員育成協議会は、指標を策定する任命権者及び「公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に関係する大学として文部科学省令で定める者」を構成員としている。大学の教職課程カリキュラムについても、協議会における議論を斟酌して定めるものとしていることから、教員育成協議会を中心とした教員育成コミュニティがよりよく機能すれば、新たな教員養成・研修の仕組みが生まれる可能性がある。

また答申において、それほどには目立たなかったように感じられたコアカリキュラムについて、その後検討が進んでいる。2017年6月までには最終的に公表されることとなっており、2017年度末に必要な再課程認定申請との関係が、大学にとって重要な課題となる。

「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」は、平成28年8月2日初等中等教育局長決定として設置がなされ、その際「検討会の目的」として次のように定めている。

「中央教育審議会答申（略）において、大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）を関係者が共同で作成することで、教員養成の全国的な水準の確保を行っていくことが必要であることが提言されたことを踏まえ、教職課程で共通的に身につけるべき最低限の学修内容について検討することを目的とする」。検討事項は「教職課程カリキュラムの在り方」

についてとなっている。

ここでいう教職課程コアカリキュラムは、これまでの「教職に関する科目」を対象としており、その範囲は、「全国の教職課程で共通的に修得する教育内容」をいう。つまり教職課程コアカリキュラムの範囲として定めた内容と大学それぞれで考案する「大学の自主性や独自性を発揮する教育内容」「地域や採用者のニーズに対応した教育内容」との組み合わせで一つの科目を成立させる構想である。

註

- 1) 2014年7月29日、文部科学大臣は「これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について」諮問を行った。この諮問から「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について一学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて一」の答申がなされた。
- 2) 本年報所収の拙稿での地方自治体教育計画の検討で明らかのように、教員育成の語は先に自治体レベルで用いられていた。
- 3) 教育職員養成審議会答申「教員の資質能力の向上方策等について」1987年12月（全国私立大学教職課程研究連絡協議会編『教員養成制度改革資料集Ⅰ』2011年、15-40頁）。
- 4) 同上。
- 5) 私が大学助手から大学教職課程教員となった同時期のことであり、「実践」という概念をどう自分のものとするか、これまで持続して考えてきた。
- 6) 文部科学省HP「初任者研修」2017年3月14日確認）による。
- 7) 大阪府教育センターのHPを参照すると、今日の初任者を中心とした教員への研修課題の与え方等、従来を超えた新たな取り組みの一端を理解することができる。
- 8) 全国私立大学教職課程研究連絡協議会編『教員養成制度改革資料集Ⅰ』2011年、185頁。
- 9) 田子 健「教員養成政策の展開と今後の課題」、『玉川大学教師教育リサーチセンター紀要』創刊号、2015年、31-32頁。
- 10) 教育公務員特例法、教育職員免許法、独立行政法人教員研修センター法、独立行政法人教職員支援機構法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律。本論文末に改正概要を収録した。
- 11) 大都市圏における協議会組織の構成メンバーとなる大学が限られる状況に対して、どのような対処を講ずることができるのか、ということは課題となる。
- 12) 引き続き教育公務員特例法で研修を規定し、その対象を公立学校教諭等に限定しており、公立セクターでいえば臨時任用の講師等、また私立学校教員全体は対象としていないことである。勿論、私立学校教員の研修を直接に同法で定めることはできないが、これらの者の資質向上に関する何らかの別の手続き的な法令が考えられないだろうか。

【参考文献】

本文に触れた答申、法令等は上の註ほか文部科学省 HP（2017 年 3 月 10 日確認）及び次の文献を参照のこと。関係する内容を含む。

全国私立大学教職課程研究連絡協議会編（2014）『教員養成制度改革資料集Ⅱ』

一般社団法人全国私立大学教職課程協会編（2017・予定）『教員養成制度改革資料集Ⅲ』

全国私立大学教職課程研究連絡協議会編（2014）『大学院教職課程を中心とした私立大学教課程の充実に関する調査』

田子 健（2015）「協力者会議以降の教員養成政策」、全国私立大学教職課程研究連絡協議会『教師教育研究』第 28 号。

田子 健（2017・予定）「教育実践と教育制度・行政」教育実践学会編『教育実践学 - 実践を支える理論』大学教育出版。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増加する中、教育課程・授業方法の改革への対応を図るため、教員の資質向上に係る新たな体制を構築する。

1. 教育公務員特例法の一部改正

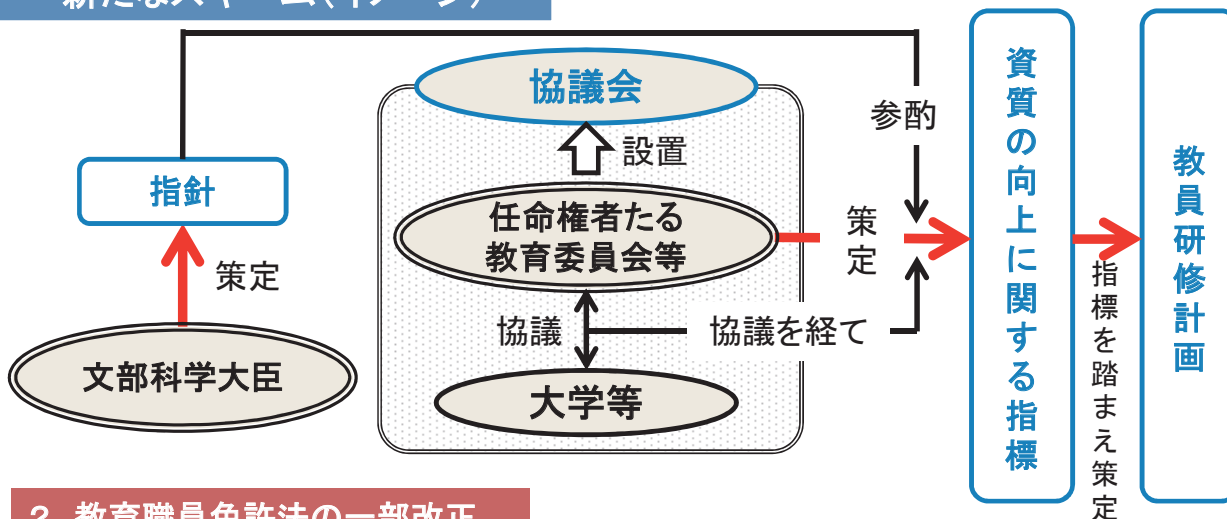
(1) 校長及び教員の資質の向上に関する指標の全国的整備

- ・**文部科学大臣**は、以下に述べる教員の資質の向上に関する指標を定めるための**必要な指針**を策定する。
- ・**教員等の任命権者(教育委員会等)**は、**教育委員会と関係大学等**とで構成する**協議会**を組織し、**指標に関する協議等**を行い、**指針を参酌しつつ**、**校長及び教員の職責、経験及び適性**に応じてその資質の向上を図るための**必要な指標を定める**とともに、指標を踏まえた**教員研修計画を定める**ものとする。

(2) 十年経験者研修の見直し

十年経験者研修を**中堅教諭等資質向上研修に改め**、**実施時期の弾力化**を図るとともに、**中堅教諭等**としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るための研修とする。

新たなスキーム(イメージ)



2. 教育職員免許法の一部改正

普通免許状の授与における**大学において修得を必要とする単位数に係る科目区分を統合し**、**外国語の小学校特別免許状を創設**する。

3. 独立行政法人教員研修センター法の一部改正

業務に、教職員その他の学校教育関係職員に**必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及**、**任命権者が指標を定めようとする際の助言**並びに教員免許更新講習の認定、教員資格認定試験の実施及び教育職員免許法認定講習等の認定に関する事務を追加する(文部科学省からの業務移管)とともに、その名称を「**独立行政法人教職員支援機構**」に改める。

4. 施行期日

平成29年4月1日(ただし、2. については平成31年4月1日(一部については公布日又は平成30年4月1日)、3. の一部については平成30年4月1日又は平成31年4月1日)

